



# 病院などで受診するとき

## 忘れずに窓口へ

受給者証  
保険証

病院などで医療を受けるときは、加入  
保険や受給資格の確認が必要です。受給  
者証と保険証を必ず用意しましょう。

届け出に必要な物		
区分	福祉医療受給者	老人医療受給者
加入している医療保険が変わったとき	受給者証・保険証 治療時には病院などにも届け出が必要です。	
受給者証を紛失・破損したため再発行するとき	保険証	
転出、転居したとき	受給者証	受給者証・印鑑
転入したとき	1. 乳幼児 保険証 母子手帳 2. 重度心身障害者（高齢 重度障害者含む） 身障手帳（1級・2級）療 育手帳（Aまたは年金証書（国 民年金1級） 保険証 3. 母子・父子家庭など 母または父に所得税が課 せられていないことを証明 する書類 本市に本籍がない 人は戸籍謄本 保険証 県内からの転入の場合で 前住所地でも福祉医療を受 けていた人は、上記の1～ 3のほか、前住所地の市 町村からの「福祉医療費受給 資格者証交付状況証明書」も 必要。	保険証 負担 区分等証明書 65歳以上75歳 未満で寝たきり などの状態にあ ると認定された 人は、身障手帳、 精神障害者保健 福祉手帳、年金 証書（国民年金 1級・2級）など障 害の程度を証明 する書類が必要。 なお、既に前 住所地で認定を 受けていた人は 「老人保健法に よる認定証明 書」も必要。
交通事故で治療を受けたとき （城南支所では できません。市 役所国保年金課 で手続きしてく ださい）	保険証、受給者証、交通事故証明書、印鑑	
	福祉医療受給者で、国民 健康保険以外の医療保険に 加入している場合は各医療 保険（保険者）にも手続 が必要です。	

乳幼児、重度心身障害者、高  
齢重度障害者、母子・父子家庭  
などの福祉医療費受給資格者証  
と、老人保健法による医療受給  
者証（以下受給者証）を交付さ  
れ、加入している人が、保険医療機関な  
らで受診するときは、受給者証  
（老人医療受給の人は、健康手  
帳も必要）と、加入している被  
保険者証または組合員証（以下

保険証）を必ず窓口に表示して  
ください。

保険証は、どの医療保険の加  
入者であるか、また受給者証は、  
福祉医療や老人医療の受給資格  
があることを明らかにするため  
に必要な物です。

保険証を持たずに受診した場  
合は、医療費の全額が自己負担  
になります。病院などで医療を  
受けるときは、保険証を忘れな  
いでください。

**医療費を大切に**  
福祉医療受給者が保険診療を  
受けた場合、医療機関へ支払わ  
れる医療費は、保険給付分は加  
入する医療保険（保険者）から、  
受診者負担分は福祉医療制度か  
ら、県と市で負担しています。

また、老人医療受給者の場合、  
医療機関へ支払われる医療費の  
うち定率の受診者負担分を除い

た費用は、老人保健制度で、国・  
県・市の負担金と保険者の拠出  
金から賄われています。

この貴重な医療費を有効に活  
用するため、次のことを心掛け、  
健康な毎日を送りましょう。  
かかりつけ医を持ち、病院  
巡りはやめる 定期健診を受け  
る 栄養・運動・休養の健康三  
原則を守る。

**転居したときなどは届け出を**  
福祉医療や老人医療の受給者  
で転居したり医療保険が変わっ  
たりしたときなどは、市役所国  
保年金課4 A窓口、または城  
南支所へ早めに届け出してくだ  
さい。届け出のときに必要な物は  
上表のとおりです。

問い合わせは国保年金課  
890 6253へ。

（所）の表記が変わります（従  
来どおりの表記が残る支払い  
もありません）。

この変更によって、一部の  
支払いで送付していた「口座  
振替のお知らせ」を廃止しま  
す。通帳への記帳で内容をご  
確認ください。なお、振り込  
み内容で不明な点は担当課へ  
お尋ねください。

## 市からの支払い お知らせ方法が変わります

市が口座振  
替で支払いを  
したとき、振  
り込まれた通  
帳には「マエ  
バシ」と記  
帳されていますが、十一  
月十日 支払  
い分から「マ  
エ」と担当課

90 6162へ。  
問い合わせは会計課 8